

三和技研工業株式会社

エコアクション21

令和 6年度環境経営レポート

(令和 6年 1月～12月)



発行日 令和 7年 1月 31日

三和技研工業株式会社

目 次

	ページ
[1] 会社概要	1
[2] 環境経営方針	2
[3] 組織図	3
[4] 二酸化炭素排出抑制貢献企業！	4
[5] 令和6年度及び中期環境経営目標及び実績	5
[6] 令和7年度 環境経営計画	6
[7] 環境経営計画の取組結果とその評価、並びに 次年度の環境経営目標及び環境経営計画	7
[8] 環境関連法規等およびその遵守状況	8
[9] 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	10
[10] 許可の内容	11
[11] 代表者による全体の評価と見直し・指示	13
[12] 地域貢献活動	14

① 会社概要

1. 社 名 三和技研工業株式会社
2. 代表取締役 三條 佳恵
3. 所 在 地 〒743-0061
山口県光市小周防上石遠10203番3
TEL 0833-77-1942
FAX 0833-77-5022

環境管理責任者氏名及び連絡先

代表取締役 三條佳恵

hikari@sanwakh.co.jp

4. 会社設立日 平成17年1月20日
資本金3500万円
5. 事業内容
- ・産業廃棄物収集運搬
 - ・産業廃棄物最終処分(安定型)
 - ・太陽光発電

6. 事業規模

活動規模		単位	R5年度(1～12月)	R6年度(1～12月)
売上高		万円	10,094	10,417
従業員数		人	3	2
延べ床面積		m ²	102.0	102.0
産業廃棄物の収集運搬量		t	422	673
産業廃棄物の最終処分量		t	6,154	7,072
産業廃棄物最終処分場	面 積	m ²	22,301	
	残容量	m ³	134,782	124,633
太陽光発電		出力規模	626.5kw	敷地面積 11,260m ²

7. 事業年度 9月～翌年8月（エコアクションの取り組みは1月～12月）

認証・登録の対象範囲

全組織・全活動

② 環境経営方針

【基本理念】

三和技研工業株式会社では、地域経済の持続的成長と環境負荷軽減との両立を目指しています。持続可能な社会のためには、長期的視点を持ち、地球環境に配慮しながら、今後、より多くの方々が共存するための仕組み・制度・技術の確立が重要との認識の下、公共性・成長性の高い分野において、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物最終処分（安定型）の活動を通じて、持続可能な社会の構築に貢献するとともに、企業価値の向上を実現することを目指しています。

以上を踏まえて、E A 2 1 活動内容を含めて国連が提唱しているSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けチャレンジを続けます。

【行動指針】

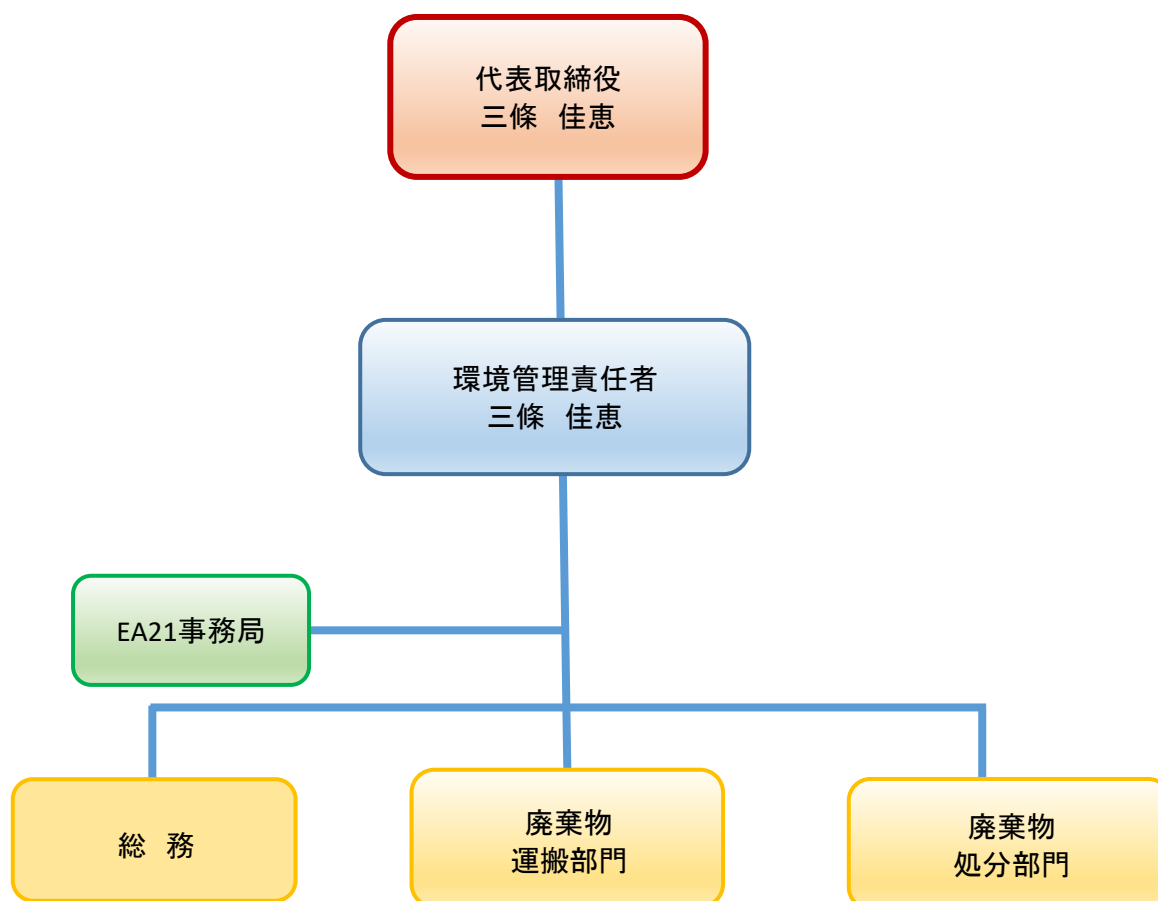
事業活動の実態行動を把握して、環境への負荷の低減の目標を設定し、その活動計画システムを構築し、継続的に運用を実施していきます。

その具体的な活動は、以下の項目です。それらの項目を、重点的に取り組んでいきます。

- ① C O 2排出量を削減するため電力使用量や化石燃料の使用量削減を推進します。
- ② グリーン商品購入を積極的に推進します。
- ③ 水使用量を削減するため節水に努めます。
- ④ 環境美化活動を積極的に推進します。
- ⑤ 環境保全の技術習得に努めます。
- ⑥ 環境関連法規等を順守して事業活動を行います。
- ⑦ 運搬車両・機械装置の効率的な利用により燃料使用量の削減を推進します。
- ⑧ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の混入防止を図る。
- ⑨ この環境方針は社外に公表します。

平成28年 12月 21日 制定
令和 2年 12月 21日 最終改訂
三和技研工業株式会社
代表取締役 三條佳恵

③ 会社組織



役割分担表

所属	役割・責任・権限
代表取締役	全体の統括、環境方針の設定、全体の評価と見直し
環境管理責任者	全体の把握/環境経営システムを構築、運用し、その状況を社長に報告する
本社部門	車燃料(ガソリン)消費量管理、太陽光発電量管理
EA21事務局	EA21文書及び記録類の作成・維持・管理
総務部門	電力、水消費量の管理
廃棄物処分部門	産業廃棄物の適正処理、自社発生廃棄物の廃棄量管理
廃棄物運搬部門	省エネ運転の推進、配車計画の合理化 車両整備の記録、報告



我が社は

二酸化炭素排出抑制 貢献企業！

第1期最終処分
完了敷地へ



合計定格出力
626.5kWh設置

令和6年度(令和6年1月～12月)
発電量

644,750kWh

二酸化炭素 **377t-CO₂** の削減成果！

廃プラスチック類最終処分量 **1,376t**

→ これを全量焼却処理すれば

排出二酸化炭素量は **3,797t-CO₂**

**埋立処分による二酸化炭素
排出抑制効果**

我が社の安定型最終処分場における二酸化炭素削減効果は

太陽光発電 377t-CO₂

最終処分 3,797t-CO₂

5,470t-CO₂

⑤令和6年度及び中期環境経営目標及び実績

年 度 環境経営目標		単位	基準年度	令和6年度			中長期目標		
			令和4年	目 標	実 績	評価	令 和 7年度	令 和 8年度	令 和 9年度
1	二酸化炭素排出量の削減	kg-CO ₂	29,063	28,918 以下	24,275	◎	28918 以下	28918 以下	28918 以下
				△0.5%	△ 16.1%		△0.5%	△0.5%	△0.5%
1-1	電力使用量の削減	kWh	6,979	6,944 以下	5,108	◎	6944 以下	6944 以下	6944 以下
				△0.5%	△ 26.4%		△0.5%	△0.5%	△0.5%
1-2	軽油使用量の削減	ℓ	9,517	9,469 以下	8,039	◎	9469 以下	9469 以下	9469 以下
				△0.5%	△ 15.1%		△0.5%	△0.5%	△0.5%
1-3	ガソリン使用量の削減	ℓ	184	183 以下	235	×	183 以下	183 以下	183 以下
				△0.5%	28.4%		△0.5%	△0.5%	△0.5%
2	展開検査の徹底	—	徹底励行	不適合廃棄物を徹底除去する。	不適合廃棄物を徹底除去した。	○	展開検査を徹底し、不適合廃棄物を除去する。		
3	水使用量の削減	—	井戸水のみ／計測不能	節水に努める	節水に努めた	○	節水に努める		
4	グリーン購入の推進	品目	1	1	1	○	—	—	—
5	環境保全の技術習得	受講回数	—	1件／年	2件／年	○	2件／年	2件／年	2件／年
6	清掃活動への協力	実施回数	2回／年	2回／年	2回／年	○	2回／年	2回／年	2回／年

評価： ◎:削減率10%超 ○:10%以下～0%以上 △:0%未満～10%増 ×:10%超・増

※1 上段:目標値 下段:削減率または達成率

※2 二酸化炭素排出係数は令和元年度中国電力の実排出係数 0.585kg-CO₂／kWhを使用。

※3 対象期間:1月1日～翌年12月31日

※4 化学物質の使用はない

⑥ 令和7年度 環境経営計画

事業年度: 令和7年1月1日～12月31日

1 二酸化炭素排出量の削減目標達成

取組項目		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
1	電気使用量 ±0%	1 冷暖房温度の徹底管理 (冷房28℃、暖房20℃)	杉山	<	実行		>
		2 フィルターの定期的な清掃		<	実行		>
		3 昼休みの消灯		<	実行		>
		4 残業時の不要な照明の消灯		<	実行		>
		5 長時間席を離れる時、PCの電源OFF		<	実行		>
		6 照明機器の買替の際は、省エネ機器に更新		<	逐次更新		>
2	軽油・ガソリン使用量 ±0%	1 省エネ運転の励行	渡辺	<	実行		>
		2 アイドリングストップの厳守		<	実行		>
		3 配車計画の合理化		<	実行		>
		4 急発進・急加速・急ブレーキの軽減		<	実行		>
		5 不要荷物の積み込み禁止		<	実行		>

2 展開検査の徹底

取組目標		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
1	展開検査を徹底する	1 展開検査を徹底し、不適合廃棄物を除去する。	渡辺	<	実行		>

3 水使用量の削減

取組目標		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
1	水使用量の削減	1 細かい節水に努める	杉山	<	実行		>

4 グリーン購入の推進 合計1品目

取組目標		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
品目数の増加		1 リサイクル紙の購入等	杉山	<	実行		>

5 環境保全の技術習得 受講回数 1件／年

取組目標		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
環境保全の技術習得		1 環境保全技術講習会への参加	三條	<	実行		>
		2 環境保全等の資格の取得	三條	<	実行		>

6 会社周辺の清掃 2回／年

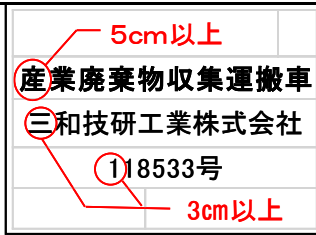
取組目標		活動項目	責任者	活動計画			
				1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
清掃活動への協力		1 周辺町内会などの清掃活動に参加・実践する。	三條	<	実行		>

⑦ 環境経営計画の取組結果とその評価 並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

環境経営目標	取組結果及び評価	次年度の 目標・計画
総合評価	今年度の目標である二酸化炭素排出量の削減は達成できず、目標値であった前年実績から5.6%の増になりました。これは軽油とガソリンの使用量増加によるもので、廃棄物の処分量が減少しているにも拘わらず、場内整備等に重機の稼働時間が増加したことが考えられ、今後は重機の効率的な使用をさらに意識して軽油使用量の削減に努めます。また収集業務の効率化が果たせず、軽四輪車で収集を行わざるを得なかったことで、ガソリン使用量の増加があったものと考え、発注者の協力を含めて効率化を図っていきます。	令和6年度の実績値を事業経営とのリンクした基準値と考え、さらに今後可能な限りの削減を進めていくよう取り組みたい。
二酸化炭素排出量の削減	1 二酸化炭素排出量は目標を達成できず、前年実績の5.6%増加となった。 2 重機の使用時間が増加し、軽油の削減ができなかった。搬入量が減少したにもかかわらず、場内整備に重機の稼働時間が増加したことにより、軽油使用量が増加せざるを得なかった。 3 電気使用量は目標を上回る14%削減を達成できた。エアコン使用温度管理の徹底により削減できた。次年度も可能な電力削減を行っていききたい。 4 ガソリン使用量は収集運搬の非効率化により、目標を48%増加となった。顧客要望により、軽4輪車による収取運搬を行わざるをえず増加となった。もともとの使用量が少ないことから、率では大きいですが、削減量としては、十分可能な物であり、発注者協力を含めて効率化により削減していく。	次年度は、目標を達成できるように積極的に取り組んでいく。
展開検査の徹底	展開検査を、搬入前、ダンピングした後混入物はないか確認を行い、適正に処理が出来ていた。	今後も徹底した検査を行い、混入物の搬入を防ぐ。
使用水量の削減	洗車時、清掃時は高圧洗浄機を導入して、水使用量を大きく削減することができている。	今後も積極的に取り組む。
グリーン購入の推進	着実に実施している。一品目採用。	次の導入品目を検討し、少しずつ増やす。
環境保全の技術習得	取組期間中は産廃協会の講習会などに参加した。	今後も色々な講習会などに参加する予定
清掃活動への協力	取組期間中は会社周辺の路肩等の清掃活動を行い、地域の清掃活動がある時は参加した。	今後も、会社周辺地域の清掃活動に参加予定。

⑧ 環境関連法規等およびその遵守状況

最終確認日	社 長	環境管理 責任者	作成者
令和7年1月14日	三條	三條	杉山

法律名等	摘要条項	対象施設、設備、作業等	摘要内容、規制基準など	定期的確認
廃棄物処理法	産業廃棄物収集運搬車両の表示 法12条1項、2項、令6条1項1号 規則7条の2の2第1項、3項	産業廃棄物収集運搬業	・両側面に表示 ・許可証の写し ・産業廃棄物管理票(マニフェスト) 	適正な表示、備え付けを確認
	収集運搬車・備え付け書類 法12条1項、令6条1項、 規則7条の2の2第4項			
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 法12条の3第2項、3項、規則8条の23、8条の25 送付・回付 法12条の3第7項 12条の5第5項、規則8条の28、8条の29	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・送付・回付 ・排出事業者は、産廃収集運搬業者にB票以下を交付 ・産廃処理業者は、運搬または処分終了後10日以内に処理委託者等に関係するマニフェストを送付	確認済み・適正
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 法12条の3第7項、規則8条の27	自社産廃	・前年度において自社が交付した管理票の交付状況を、毎年6月30日までに報告する。	提出済み
	産業廃棄物管理票の写しの保存 法12条の3第9項、10項、規則8条の30		・A～E票(写しを含む)は5年間保存	確認済み・適正
	産業廃棄物処理施設の定期検査 法第15条の2第1項1号	産業廃棄物の 最終処分場	産業廃棄物処理施設が構造基準に適合するか 定期検査は、使用前検査、定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から5年3月以内ごとに実施すること。	H30.3.6 使用前検査
	産業廃棄物処理委託契約 第12条3項、4項、5項、規則8条の2、 8条の3、8条の4、8条の4の2	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業	・原則、2社契約であること(排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者) ・委託契約は書面、または電子により、許可証の写しを添付する。	確認済み・適正
	産業廃棄物処理委託契約書の保存 法12条4項、令6条の2第4項 規則8条の4の3		・委託契約書等を契約の終了の日から5年間保存すること (処理委託・受託者ともに)	確認済み・適正
	産業廃棄物処理業許可の取得及び許可更新 法12条1項、2項 令6条の9 (産業廃棄物処理業) 法14条の4第1項、第2項 令6条の13(特別管理産業廃棄物処理業)	産業廃棄物処理業	・事業の内容に合致した許可を取得し、かつ5年ごとに許可更新 ・委託されている産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理はそれぞれの許可の内容と合致していること	最新情報は環境 活動レポートに掲載

法律名等	摘要条項	対象施設、設備、作業等	摘要内容、規制基準など	定期的確認
廃棄物処理法	産業廃棄物処理業等変更の許可 法14条の2(産業廃棄物処理業) 法14条の5 (特別管理産業廃棄物処理業)	産業廃棄物処理業	・事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更の許可を取得する。	対象事例なし
	産業廃棄物処理業における適正処理 法14条12項(産業廃棄物処理業) 法14条の4第12項 (特別管理産業廃棄物処理業)		・処理基準に従い、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の保管、収集若しくは運搬または処分を行うこと。	確認済み・適正
	産業廃棄物・処理困難通知 法14条13項、規則10条の6の2、10条の6の3	産業廃棄物処理業者	・受託した産業廃棄物の処理が困難になった場合は10日以内に、排出事業者に書面で通知する。	該当事例なし
	帳簿の作成および保存 法14条15項 法14条の4第16項→法7条15項、16項		・帳簿を作成すること ・帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること	確認済み・適正
	産業廃棄物処理施設の設置許可 法15条1項、2項、3項 令7条、規則11条、11条の2、11条の3	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業 許可が必要な施設 令7条	・あらかじめ設置許可を取得すること ・許可申請先立ち「生活環境影響調査」等を実施すること	H30.3.2許可取得
	産業廃棄物処理施設技術管理者の設置 法21条2項、規則17条	産業廃棄物処理施設技術管理者の設置	・産業廃棄物処理施設(安定型最終処分場)には産業廃棄物処理施設技術管理者を設置しなければならない。 ・(一財)日本環境衛生センターの「技術管理士」の認定 ⇒ 報告書21条2項に定める「技術管理者」に該当する。	H.29.9.22確認済み 三條佳恵:技術管理者資格あり
	産業廃棄物最終処分場の施設・維持管理の技術上の基準 一廃・産廃最終処分場に係る技術上の基準 省令	産業廃棄物最終処分場	・産業廃棄物最終処分場は技術上の基準に沿って施設・維持の管理を行うこと	確認済み・適正
	産業廃棄物最終処分場の浸出水等の測定 一廃・産廃最終処分場に係る技術上の基準 省令	産業廃棄物最終処分場	・周縁地下水、浸透水の水質検査を毎年1回以上実施する。	R2.6.16測定・適合
	産業廃棄物処理施設の定期検査 法15条の2の2 規則12条の5の2、12条の5の3	産業廃棄物最終処分場	・5年3月以内ごとに定期検査を受けること	R5.5.22 定期検査 受検済み
	特定産業廃棄物最終処分場維持管理積立金 法15条の2の4準用 → 法8条の5第1項	特定産業廃棄物最終処分場	・埋立処分終了までの間、毎年度積み立てること	H30.02.27 積立終了

法律名等	摘要条項	対象施設、設備、作業等	摘要内容、規制基準など	定期的確認
山口県循環型社会形成推進条例	産業廃棄物処分状況の報告 条例33条、規則9条	産業廃棄物処分業者及び産業廃棄物処理施設設置事業者	・前年度の産業廃棄物の処分状況を6月30日までに報告すること	R6.1.31 報告済み
	県外産業廃棄物の搬入の届出 条例27条、規則4条の2	県外の産業廃棄物排出事業者	・産業廃棄物10t(特別管理産業廃棄物は0.5t)超の場合に届出が必要	R6.3.31申請
浄化槽法	浄化槽設置届 法5条	設置届出	設置届出	法定検査・保守点検・清掃済み
	浄化槽の保守点検等 法10条	浄化槽の保守点検等	浄化槽の保守点検・清掃の実施	
	浄化槽の法定検査 法11条	浄化槽の法定点検	外観検査・水質検査・書類検査の実施	
フロン排出抑制法	管理者の判断の基準となるべき事項 基準となるべき事項 第2の1	空調機器 (業務用のみ)	・3月に1回以上簡易点検の実施 ・第1種特定製品に関する簡易点検記録簿の作成	法定の簡易点検 実施済み
	自ら第1種フロン類充填回収業者に引き渡して廃棄する場合 法43条1項、規則28条	空調機器 (業務用のみ)	・定められた情報を記載した書面を第1種フロン類充填回収業者に交付	廃棄事例なし
グリーン購入法	事業者及び国民の責務 法5条	環境物品等を選択するよう努める。	・環境物品、その中でも特定調達物品の購入に努力する。	確認済み・履行
	特定調達物品等 法6条2項2号	環境物品等のうち、一定の基準を満たす物品等		

⑨ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規の遵守状況をチェックした結果、違反はありませんでした。

なお、関係当局よりの違反の指摘、利害関係者からの訴訟等も過去5年間ありませんでした。

【主な関係環境関連法規等】

廃棄物処理法、浄化槽法、フロン排出抑制法、山口県循環型社会形成推進条例

⑩ 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の内容

許可区域	許可番号	許可年月日	許可期限	積 替 え 保 管	廃棄物の種類												
山口県	第03503118533号	令和2年8月19日	令和7年8月18日		燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系不要物	ゴムくず	金属くず
					●	●				●	●	●				●	●
				廃棄物の種類													
				ガラス・陶磁器くず	鋳さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	13号廃棄物	石綿含有産業廃棄物						
				●	●	●			●		●						

運搬車両の種類と台数

車 種	最大積載量/kg	台数
軽トラ	350	2
2tダンプ	2,000	1
8tダンプ	7,500	1

計 4台

産業廃棄物処分業許可の内容

許可区域	許可番号	許可年月日	許可期限	事業の範囲	廃棄物の種類							
山口県	第03533118533号	令和3年9月17日	令和10年9月16日	最終処分	がれき類	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず	陶磁器くず			
				埋立処分	●	●	●	●	●			

受託した産業廃棄物の処理量(令和6年度)

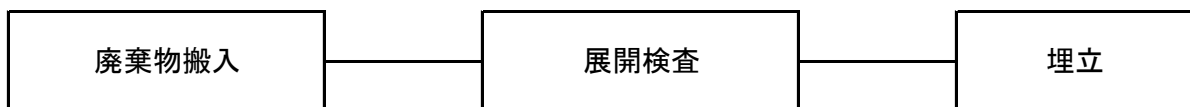
収集運搬量	673	t
最終処分量	7,072	t

主要設備

施設の種類	項目	内容
安定型最終処分場	設置場所	本社敷地内
	設置許可番号	第28号の8
	設置許可年月日	平成9年6月9日／平成30年3月2日変更許可
	埋め立て容量	352,274.8m ³
	廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

廃棄物処理フロー

埋立処分



⑪ 代表者による全体の評価と見直し・指示

評価および見直しの実施年月日		令和7年1月14日(火)
評価者名(代表者名)		代表取締役 三條 佳恵
評価及び見直しに参加した人		三條、木村、加藤、渡辺、杉山
提出した情報(資料等)		・ エコアクション21文書・記録 ・ 環境関連法規手続き書類等
評価	環境経営システムが有効に機能しているか	システムについても問題なく機能しています。 新しい従業員には周知に努める。
	環境への取組は適切に実施されているか	昨年度は、最終覆土や、場内整備等に重機稼働を要し、数値の増加したところがあるが、昨年度の特異的な部分もあり、基本的には適切に取り組めており、今後も継続して取り組む。
見直し (変更の 必要性)	環境経営方針 変更の必要性	特になし。
	環境経営目標 変更の必要性	数値の増加したところがあったので現状でいいか検討する。 変更後の環境目標が適切か継続して見直しをする。
	環境経営計画 変更の必要性	概ね変更はないが、適宜案があれば検討する。
	実施体制 変更の必要性	特になし。
次年度取組への指示		令和7年度取組に向け、収集運搬の効率化に関する対策を検討するように指示した。

⑫ 地域貢献活動



2024年 **3月30日(土)** 雨天決行
場所：三和技研工業(株) 休憩所 結 友愛庵
時間：10:30～14:30
 ※ 駐車場は十分ございます



楽しいイベント盛りだくさん 満開の桜をお楽しみください

ご来場プレゼント!
 先着30名様 10時30分よりプレゼント開始

ご協力店 桂花茶房様 他
 多くの皆様にご協力いただきました
 ありがとうございます

処分場につき危険な場所もございます。当日は十分に配慮しますが、事故やお怪我にお気をつけください。特に小さなお子様には、必ず保護者の方が一緒をお願いいたします。
 場内での事故・お怪我につきましては一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

ゆいゆい
会場

詳細図



全て無料で楽しみたいだけですが、数に限りがあるものもございますので予めご了承ください。

主催者
 三和技研工業株式会社
 〒743-0061 山口県光市大字小周防字上石遍10203番3
 TEL: 0833-77-1942 FAX: 0833-77-5022
 ホームページ: <https://sanwayui.com/>



⑫ 地域貢献活動

光市総合体育館にて毎月（7月を除く）開催し、地域の皆様に参加していただきました。

健康ヨガ教室 無料

日時：令和6年4月20日(土)

13時30分～14時30分

場所：光市総合体育館（サブアリーナ）

持ち物：ヨガマット（バスタオルなど）、汗を拭くタオル

※ 感染予防対策はしておりますが、一人一人、ご自身の感染予防対策をお願いします
発熱や咳など、体調がすぐれない方は、参加をお控えくださいますようお願いいたします



講師のご紹介 三條佳恵



三和技研工業株式会社
山口県光市小岡防上石連10203番3
TEL 0833-77-1942 FAX 0833-77-5022
e-mail hikari@sanwakh.co.jp

- ・パワーヨガTTC修了
- ・ハントイキャップヨガTTC修了
- ・シニアヨガTTC修了
- ・インド中央政府公認YIC習得
- ・リストラティブヨガTTC修了
- ・乳がん患者さん向けヨガ指導者TTC修了
- ・チェアヨガTTC修了
- ・ヨガセラピスト
- ・温活士資格取得

ホームページ URL <https://sanwayui.com/>
(当日はホームページ掲示板をご覧ください)
<https://bbs1.sekkaku.net/bbs/board/>



令和6年度光市クリーン光大作戦に参加



今年は雨天のため1週延期となりましたが、
当日は晴天となりクリーン光大作戦が行われました。
猛暑の中、会社周辺地域へ班ごとに分かれて参加しました。
地域道路脇・集会所周辺の草刈り、清掃、路肩のゴミ拾い等の作業をしました。

高尾神社手摺取り付け工事

2024年11月6日・7日



地域にある神社の手すり取り付け作業の追加工事を行いました。
地域の方々のご協力もあり、皆さんに喜んでいただけて嬉しい限りです。

「SDGs ～持続可能な開発目標～」の推進

今季より SDGsの推進を行動指針に盛り込んでいます。
「SDGs」と言っても難しいので、三和技研工業独自のSDGsを策定しました。「SANWA DEVELOPMENT GOALS」
取り組みとしては、普段の活動の中で SDGs を意識して広げていき、その活動を広報誌「結の笑顔」で紹介していきます。

SANWA DEVELOPMENT GOALS



～三和技研工業株式会社は
独自の持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます～